

しんぶん 大村洋子
ヨーコ・ヨスカ・ストーリー♪

2018年10月18日発行 150号
三浦半島地区委員会 公郷2-21-1
046-851-1123
大村・携帯 090-1107-0498
ブログ [大村洋子](#) →検索



朝夕涼しくなりましたね。お元気でお過ごしですか。

過日おこなわれた決算議会における質疑の内容をご報告します。

高すぎる国民健康保険料

滞納すると資格証明の発行 これでは病院に行くのを我慢する人が増える



私は事実上の保険証の取り上げとなる資格証明の発行は直ちに中止するべきだと思います。国保への国庫補助金は1980年代には50%近かったのに今はその半分となりました。そのかわりにどんどん料金が上がりました。所得の低い人々が加入している保険制度であるにもかかわらず、保険料はどの制度よりも割高となっています。



年度	資格証発行世帯数
2018年4月	777世帯
2017年4月	918世帯
2016年4月	1106世帯

左の表をご覧ください。

決算審査の質問により明らかになりました。だんだん、減ってきているのがわかります。75歳以上の後期高齢者医療証の方々と18歳未満の子どもには資格証明の発行はしていません。これは資格証明の発行がすなわち受診抑制に

つながることを市もわかっているからだと思います。(厚労省通達もあります) 憲法第25条生存権を脅かす資格証明の発行をゼロにするために引き続きがんばります。



今夏の異常な暑さ 生活保護受給者は？

学校に冷房はあるの？

今年は6月中に梅雨が明け、いきなり猛暑でした。学校現場は大丈夫だったのでしょうか。教育委員会に聞きました。

横須賀市立の小・中・高校の普通教室の冷房設置率は100%です。一方、理科室、技術室などの特別室は未設置のところがあります。特別室の設置率は小学校が49.9%、中学校が41.5%、高校は77.9%です。予算計上をして早く設置するよう促しました。

厚生労働省は一定の条件を満たす場合に冷房器具の購入費(上限5万円)と設置費用の支給を認めました。条件とは①保護を開始した人でエアコンを持っていない。②単身者で長期入院等の退院時エアコンがない。③災害に遭いエアコンがない。④転居して新たに部屋にエアコンがない。⑤DVなどで転居しエアコンがない。以上の5点のいずれかに該当し高齢者、障害者、小児、難病患者等「熱中症予防が特に必要とされる者」がいる場合が対象となります。しかし、今年4月1日以降に受給者となった者が対象で、それ以前と線引きしています。私は、「すべてのエアコンのない世帯を対象にするべきだ。市が独自に施策を打つべきだ。」と訴えましたが、福祉部長は国に意見を上げていくという答弁でした。



そろそろ男性のための DV相談窓口が必要では？



実は、だいぶ以前に相談を受けたことがあるのですが、横須賀市には男性のためのDV相談がないため神奈川県へ行っていただくしかありませんでした。

警察庁の調べでは男性が警察に相談したケースは2010年には796件だったものが、2015年には7557件へと9.5倍となりました。これはDV全体の12%とのこと。

男性の中には「人に悩みを相談するのは男らしくない」というジェンダー的考えの人もまだ多く表明化しないようです。男性のDV相談窓口を考える頃ではないかとの私の提案に担当部長は検討していくと答弁しました。

ご存知ですか？
横須賀には
全部の学校に外国人の先生がいるんです！
国際コミュニケーション能力育成事業

この事業のために2億4338万円余使い、そのうち96%の2億3400万円はイージス艦配備によって入ってくる再編交付金です。

この事業の「効果」と言っても良いと思いますが、児童生徒の英語学習の力が国や県の基準よりも高くなっています。良い面は認めつつも他方で、再編交付金という不安定で継続性も確保されないものに規定されて教育施策を展開していることに、私はどうにも釈然としない思いをもちます。

本来の自治体のありかたから大きく逸脱して、国に従わざるを得ない状況が強化されてしまうと思うのです。

日本共産党・横須賀市議団は市政アンケートを行っています。ぜひ、ご意見をお寄せください。

みなさまからいただいたご意見、ご要望は集計・分析しまとめます。

暮らしを良くするための材料や根拠として、議会活動で大いに活用してまいります。

すでにたくさんのご意見、ご要望が届いています。

ぜひ、お気軽にご記入いただきポストへ投函願います。

市政・県政・国政 なんでも語り合うつどい

日時 11月3日(土)文化の日
14時～17時くらいまで
自由にご参加ください。

場所 浦賀の大村洋子事務所

内容 自由な討論。大村洋子も参加します。
市政へのご意見、ご要望等様々なお相談も
お気軽にどうぞ。

弁護士の無料法律相談

時間：夕方5時から7時
おひとり30分間

場所：浦賀の大村洋子事務所
10/31水、11/27火、12/20木
ご予約をお願いします。
大村洋子 090-1107-0498へ